

富加町結婚新生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化及び若年層の定住促進を図ることを目的として、新婚世帯を対象に婚姻に伴う新生活に係る費用を支援する富加町結婚新生活支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 会計年度ごとに前年度の1月1日から当該年度の3月末日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに町内に住宅を取得する費用又は町内の住宅物件の賃借に係る月額賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該月額手当額を除いた額とする。(婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。)
- (3) 引越費用 婚姻を機に新たに町内に取得した住宅又は町内の賃貸住宅物件に引越しするために、引越業者又は運送業者への支払いその他引っ越しに要する費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、

倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。(婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して前1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。)

(5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(6) 住民登録 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する富加町の住民基本台帳に記録されること(外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

(1) 補助金の交付申請時における最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が500万円未満である世帯。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得証明書を基に算出した夫婦の所得額から、所得証明書が証明する所得が発生した年の貸与型奨学金の年間返還額(当該貸与型奨学金の返還に対して公的制度による補助を受けた場合はその額を除いた額)を除いた額が500万円未満であること。

(2) 婚姻日において夫婦のいずれの年齢も39歳以下であること。

(3) 結婚を機に居住する住宅が町内にあり、補助金の申請時において、夫婦の一方又は双方が当該住宅に居住し、住民登録していること。

(4) 夫婦の双方が、町税、保育料、水道料金、下水道使用料その他町に納付すべき金銭を滞納していないこと。

(5) 夫婦の双方が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に補助金の交付を受けた世帯であって、当該交付を受けた補助金の額が交付を受けた年度における1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)

は、会計年度毎に当年度の4月1日から当年度の3月末日までの間に支払われた一つの物件に対する住居費、引越費用及びリフォーム費用のうち、補助金の交付申請時にその支払いが完了しているものとする。

2 住居費について夫婦の一方が結婚前から賃借している物件にもう一方が入居して同居する場合は、その同居を開始した月以降の費用に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用の合計額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、次の各号に掲げる額を上限とする。

(1) 第3条第1項に規定する者

ア 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万

円

イ 上記以外の世帯 30 万円

- (2) 第 3 条第 2 項に規定する者 補助金の交付を受けた年度における補助限度額から既に交付を受けた補助金の額を減じて得た額

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、富加町結婚新生活支援補助金交付申請書(別記様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、3 月 31 日までに町長に提出しなければならない。ただし、第 3 条第 2 項に規定する者は、第 3 号及び第 5 号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 誓約書(別記様式第 2 号)
- (2) 町税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書(別記様式第 3 号)
- (3) 婚姻後の戸籍全部事項証明又は婚姻届受理証明書
- (4) 婚姻後の世帯全員の住民票(続柄表示のあるもの(世帯用))
- (5) 新婚世帯の最新の所得証明書
- (6) 奨学金返済額が分かる書類(貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)
- (7) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し(住宅を取得した場合に限る。)
- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)
- (9) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し(住宅をリフォームした場合に限る。)

(10) 住居費、引越費用及びリフォーム費用に係る手当支給状況証明書(別記様式第4号)(勤務先から住居に係る手当が支給されている場合に限る。)

(11) 支援対象経費を支払ったことが分かる書類の写し

(12) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富加町結婚新生活支援補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定等)

第8条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、第6条第1項に定める期間内に同項に定める交付申請を行うことが困難なものは、富加町結婚新生活支援補助金資格認定申請書(別記様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 誓約書(別記様式第2号)

(2) 町税及びこれに準ずる納付金納付状況調査同意書(別記様式第3号)

(3) 婚姻後の戸籍全部事項証明又は婚姻届受理証明書

(4) 婚姻後の世帯全員の住民票(続柄表示のあるもの(世帯用))

(5) 新婚世帯の最新の所得証明書

(6) 奨学金返済額が分かる書類(貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)

(7) その他町長が必要と認める書類

2 町は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援補助金資格認定の可否を決定し、富加町結婚新生活支援補助金資格認定(不認定)通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により、支援補助金資格の認定を受けた者(以下「資格認定者」という。)が次年度に第6条第1項に定める交付申請を行う場合は、同項に掲げる添付書類のうち、第3号及び第5号の書類の添付を省略することができる。

(請求及び交付)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに富加町結婚新生活支援補助金交付請求書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 町長は、交付決定者又は資格認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させる又は資格認定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定又は資格認定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が補助金の交付又は資格認定を適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、富加町結婚新生活支援補助金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第9号）により交付決定者に、又は資格認定を取り消すときは、富加町結婚新生活支援補助金資格認定取消通知書（別記様式第10号）により資格認定者に通知する。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。